

## <交通安全の取組み>

平成 24 年 4 月に、自転車に乗る際の心構えを示した「世田谷区民自転車利用憲章」※6を制定し、自転車利用のルールとマナーをわかりやすくまとめた「自転車安全利用五則」とともに、啓発リーフレットの配布等により普及浸透を図っています。

区立小中学校全校で、毎年度、1 年生で歩き方教室、3 年生で自転車教室等、交通安全教室を実施しています。また、区立中学校全校で、在校中に必ず体験できるよう、3 年に 1 度の頻度で交通事故再現型交通安全教室を実施しています。

地域ではイベントの機会を活用した交通事故再現型交通安全教室の実施、警察署や交通安全協会と連携した高齢者向け交通安全講習の開催を行っています。

警察署、交通安全協会、小学校 P T A 等との協働により、小・中学校や地域で交通安全教室を開催し、自転車安全利用啓発を進めています。

### 世田谷区民 自転車利用憲章

この憲章は、自転車に乗るときに心構えとして区民のみさんの意見を聞きながら定めたものです。具体的な行動をご覧いただき、正しく、優しく、楽しく自転車に乗りましょう。

**世田谷区民自転車利用憲章**

自転車は、環境に優しく健康にも良い、手軽で身近な交通手段です。  
私たちは、自転車の事故をなくし、誰もが安全、安心で楽しく行き交う豊かな地域社会の実現を目指します。  
私たちは、思いやりの精神と譲り合う心に基づき、ルールを守り、マナーの向上に努め、ゆとりと節度ある自転車利用を実践することを宣言し、ここに区民共通の行動規範として、世田谷区民自転車利用憲章を定めます。

— 私たちはルールを学び正しく自転車に乗ります  
— 私たちはマナーを守り優しく自転車に乗ります  
— 私たちはゆとりの心で楽しく自転車に乗ります

平成 24 年 4 月 1 日 世田谷区



### 自転車 安全利用五則



自転車安全利用五則とは、自転車利用者が守らなければならない基本的なルールで、平成 19 年 7 月 10 日に中央交通安全対策会議交通対策本部で決定されたものです。交通ルールを守り安全運転を心がけましょう。

#### 自転車安全利用五則

**1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。  
【罰則】  
3 ヶ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金



**2 車道は左側を通行**

自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。  
【罰則】  
3 ヶ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金



**3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを行**

歩道では、すぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。  
【罰則】  
2 万円以下の罰金または料料



**4 安全ルールを守る**

● 飲酒運転は禁止！  
自転車も飲酒運転は禁止  
【罰則】  
5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金（※酒に酔った状態で運転した場合）

● 夜間はライトを点灯！  
夜間は、前照灯および尾灯（または反射器材）をつける  
【罰則】  
5 万円以下の罰金

● 二人乗りは禁止！  
二人乗りをしてはいけません。  
【罰則】  
2 万円以下の罰金または料料

● 追従は禁止！  
「並進可」標識のある場所以外では並進禁止。  
【罰則】  
2 万円以下の罰金または料料

● 交差点での一時停止と安全確認  
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。  
【罰則】  
3 ヶ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金

**5 子どもはヘルメットを着用**

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

やめましょう！

これらの行為は事故のもとです。非常に危険なのでやめましょう。

● 傘さし運転  
● 運転中の携帯電話・イヤホン

【罰則】  
5 万円以下の罰金

世田谷区土木部交通安全自転車課  
電話 03 (5432) 2515 FAX 03 (5432) 3084  
<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

図 26 世田谷区民自転車利用憲章/自転車安全利用五則リーフレット



交通事故再現型交通安全教室



保護者対象の出前型自転車安全講習

図 27 交通安全教室の様子

※6 「世田谷区民自転車利用憲章」：制定当時、自転車に限った自治体の憲章の制定は珍しく、ルール遵守とマナー向上を呼び掛けた憲章制定は 23 区初の試みと報じられた。

<20歳代～40歳代への啓発の強化>

自転車事故の多い20歳代～40歳代に対し、区内事業者、区内大学、子育て家庭への対応を中心に、情報提供の場や機会の開拓をはじめ重点的に啓発を進めています。

- ・区内事業者への取組み
 

従業者への自転車安全講習の実施等、自転車を通勤・事業に使用する事業者の責務について、事業者連絡会での呼びかけ等、区内事業者への啓発を進めています。
- ・区内大学への取組み
 

新入生オリエンテーションにおける自転車安全利用啓発等を区内各大学12大学（14学部）に呼びかけ、そのすべてで取組みを進めています。

**基本的な自転車ルールの確認を**

- 自転車の通行は車道が原則、歩道は例外
- 車道、遊歩帯は左側通行を厳守
- 歩道は歩行者優先 自転車は車道側を徐行
- 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転禁止！
  - ・二人乗り禁止！
  - ・並進禁止！
  - ・暗くなったら早めにライトを点灯
  - ・傘さし運転、片手運転禁止！
  - ・携帯電話、ヘッドホンの使用禁止！

**自転車保険への加入を**

「もしも」の時に備え自転車保険に加入しましょう。自転車販売店で加入できるTSマーク付帯保険をはじめ、自転車単独の保険もあります。

**駒澤大学キャンパス周辺の要注意箇所**

正門前の横断歩道の近くが要注意箇所です。歩道上の○付近や横断歩道上の○付近で歩行者と道路が交錯するため、ぶつかる危険があります。道路への飛び出し、斜め横断等をしてないようにしましょう。

**事故の多いケース**

**安全不確認ケース**  
安全不確認による事故として、自転車が急な進路変更をして、後ろから来る自動車と衝突するケースがあります。

**信号無視・一時停止無視ケース**  
交差点での信号・一時停止はもちろん、車道の信号も守るよう注意してください。歩行者を危険な目にあわせることとなります。

**自転車の放置はやめましょう**

路上駐輪は歩行者(特に高齢者・障害者等)や緊急車両の通行の障害となります。このため区では駅周辺を中心に放置自転車の撤去を実施しています。特に右図のマークが道路に貼られている「自転車等放置禁止区域」では、放置されている自転車は即座撤去の対象となりますので、ご注意ください。

賠償額	事故の概要
9,500万円	小学5年生の自転車が高齢者と衝突し、高齢者はその後意識が戻らず要たきり。
6,779万円	ペットボトルを片手に自転車で交差点に入ると、背後で横断中の女性と衝突、女性は3日後に死亡。

世田谷区交通政策担当部交通安全自転車課  
電話 03-5432-2515

**あなたの知らない自転車の真実 大学生編**

**世田谷区内の交通事故件数は都内ワーストワン**  
平成27年 交通事故発生件数(東京23区)

**ルール違反が事故を招く**  
平成27年 世田谷区内の自転車事故 違反の有無

**自転車事故は20～40歳代に多い**  
平成27年世田谷区内自転車事故件数(年齢別)

**世田谷区内の自転車事故件数都内ワーストワン**  
平成27年 自転車事故発生件数(東京23区)

**保険支払件数・金額とも自転車事故がトップ**  
以下、世田谷区学生協会の世田谷区交通安全委員会「大学生の真実・ケガ 2006-2011」

**20歳代の自転車事故率がトップ**  
平成27年世田谷区10万人あたりの自転車事故件数(年齢別)

**交通事故全体に占める自転車事故の割合 東京都内・世田谷区内は全国平均の2倍**  
平成26年 自転車率と比率

**自転車事故は1年生に多い(特に入学直後の4～5月に多い)**  
学年別自転車事故件数(2006～2011年)

図 28 大学生向け啓発リーフレット(校章・校名ロゴ入り)

・子育て家庭への取組み

「歩道でスピードを出す子どもを乗せた自転車が怖い」との地域の声が多く寄せられている状況を踏まえ、同乗する子どもの安全を守るため、保育園、幼稚園、おでかけひろば等の子どもの施設を通じて、様々な機会をとらえて体験型講習や、冊子の配布等を通じて自転車安全利用啓発を進めています。



図 29 おでかけひろば主催で区が実施した体験講習「初めての子育て自転車」の様子  
 注) 初めての子育て自転車：チャイルドシートに子どもの体重分のおもり（約 10kg）を乗せ、押し歩き、試乗等を行い、利用の注意点、車体コントロールのコツ等を、体験を通じて学ぶもの



図 30 子育て自転車用ガイドブック『子育て自転車の選び方&乗り方』

<自転車安全利用推進員の育成・支援>

区民が自主的に自転車安全利用啓発に取り組む「自転車安全利用推進員」の育成・支援を図り、区民の身近なところで啓発を進めています。

自分たちで率先して守り広めるため、地域主体で「ローカル・ルール」を定め、普及啓発する「たまチャリルール」に加え、踏切待ちの自転車や、毎朝駅に向かう通勤・通学自転車の流れに自転車安全利用を何度も繰り返し呼びかけるユニークなキャンペーンも、自転車安全利用推進員の活動から生まれました。

今後は、交通事故データの活用等により、さらに地域にわかりやすく働きかけることが必要です。



図 31 たまチャリルール

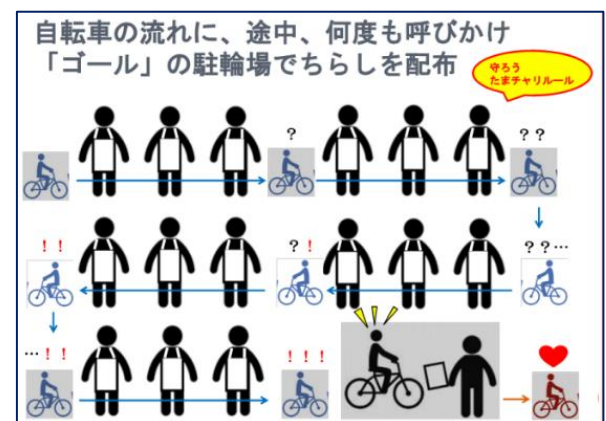


図 32 自転車安全利用を呼びかけるキャンペーン